

兵庫県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業に係る慰労金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）が発生している状況において、医療又は福祉に係る業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対する慰労金（以下「慰労金」という。）の交付の申請、決定等に関する事項その他慰労金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、慰労金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(交付の要件)

第2条 知事は、次の各号のいずれにも該当する従事者に対し、慰労金を交付するものとする。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する者であること。

ア 令和2年3月1日から同年6月30日までの期間（以下「対象期間」という。）中、感染症対策に一定の役割を担い、10日以上勤務していた者で次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者

（ア）県の区域内に所在する病院若しくは診療所（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関に限る。）又は健康保険法第89条第1項に規定する訪問看護事業所（同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が設置するものに限る。）において医療に係る業務に従事した者

（イ）（ア）に掲げる者のほか、知事が別に定める医療に係る業務に従事した者

イ 対象期間中、感染症対策に一定の役割を担い、県の区域内に所在する次の（ア）から（オ）までのいずれかの事業所において10日以上勤務していた者

（ア）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

（イ）介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する事業を行う事業所、同条に規定する施設若しくは同法第8条の2に規定する事業を行う事業所（知事が別に定めるものに限る。）又は同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所（知事が別に定めるものに限る。）

（ウ）高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

（エ）健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

(オ) 介護予防・生活支援サービス事業の事業所であって、自治体からの要請を受けて業務を継続していた事業所（令和2年4月7日から同年5月21日までの間に業務を行っていた事業所に限る。）

ウ 対象期間中、感染症対策に一定の役割を担い、県の区域内に所在する次の(ア)から(ウ)までのいずれかの事業所において10日以上勤務していた者

(ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、同条第7項に規定する障害児相談支援事業を行う事業所又は同法第42条に規定する障害児入所施設

(イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する事業を行う事業所又は同条に規定する施設（知事が別に定めるものに限る。）

(ウ) 障害者総合支援法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業のうち、知事が別に定めるものを行う事業所（令和2年4月7日から同年5月21日までの間に業務を行っていた事業所に限る。）

エ アからウまでに掲げる者に準ずる者として知事が別に定める者で10日以上勤務していた者

(2) 対象期間中、患者、妊産婦又は利用者と接触する業務として知事が認める業務に従事した者(前号ア(イ)に掲げる者にあつては、当該業務に10日以上従事した者)であること。

(3) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員

イ 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

(慰労金の交付の申請)

第3条 慰労金の交付の申請をしようとする従事者は、知事に対し、知事が別に定める書類をその定める期日までに提出しなければならない。

(慰労金の交付の決定)

第4条 知事は、慰労金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、慰労金を交付すべきものと認めるときは、慰労金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、慰労金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて慰労金の交付の決定をするものとする。

(慰労金の交付の決定の通知)

第5条 知事は、慰労金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を、慰労金の交付の申請をした従事者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第6条 知事は、慰労金の交付の決定を受けた従事者が、次の各号のいずれかに該当するときは、慰労金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 第2条第3号アからエまでのいずれかに該当することとなったとき又は第3条の申請をしたときに第2条第3号アからエまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。

(2) 第2条第3号ウに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めるとき。

(3) 第3条の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明したとき。

2 前条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(慰労金の返還)

第7条 知事は、慰労金の交付の決定を取り消した場合において、既に慰労金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び遅延利息)

第8条 従事者は、第6条第1項の規定による取消しに関し、慰労金の返還を命ぜられたときは、慰労金の返還のほか、加算金を支払わなければならない。この場合において、県に納付しなければならない加算金の額は、従事者が慰労金を受領した日から納付した日までの日数に応じ、当該慰労金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合により計算した額とする。

2 前項前段の規定により加算金を納付しなければならない場合において、従事者の納付した金額が返還を命ぜられた慰労金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた慰労金の額に充てられたものとする。

3 従事者は、慰労金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(手続等の委任)

- 第 9 条 知事は、慰労金の交付を受けようとする従事者が、対象期間中、第 2 条第 1 号ア (ア) 又は同号イ若しくはウに定める事業所その他知事が別に定める事業所のいずれかにおいて勤務していた場合にあっては、当該従事者に対し、慰労金の交付に係る手続及び受領を、その勤務していた事業所の設置者に委任するよう要請するものとする。
- 2 従事者が、前項に規定する事業所の設置者に慰労金の交付に係る手続及び受領を委任した場合において、当該事業所の設置者 (以下「受任事業所設置者」という。) に費用が生じたときは、知事は、別に定めるところにより、その全部又は一部を負担することがある。
- 3 第 3 条から第 8 条までの規定は、受任事業所設置者が行う慰労金の交付に係る手続、受領及び返還並びに加算金及び遅延利息の納付について準用する。この場合において、第 3 条中「従事者」とあるのは「第 9 条第 2 項に規定する受任事業所設置者 (以下「受任事業所設置者」という。) 」と、第 5 条中「従事者」とあるのは「受任事業所設置者」と、第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項から第 3 項までの規定中「従事者」とあるのは「従事者又は受任事業所設置者」と読み替えるものとする。

(受任事業所設置者からの慰労金の交付)

- 第 10 条 慰労金を受領した受任事業所設置者は、速やかに、従事者に当該慰労金を交付しなければならない。
- 2 前項の規定による交付は、分割して行ってはならない。

(慰労金の交付の報告)

- 第 11 条 受任事業所設置者は、前条第 1 項の規定により従事者に慰労金を交付した日から 1 月以内に、知事が別に定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(帳簿の備付け)

- 第 12 条 受任事業所設置者は、当該慰労金の交付に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該慰労金の交付が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第 13 条 知事は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
- (1) 従事者又は受任事業所設置者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長 (以下「警察本部長」という。) に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するた

めの措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

- 2 受任事業所設置者は、慰労金の交付を行うに当たっては、当該慰労金の交付に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第 14 条 知事は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

- 2 前項の規定により、この要綱の定める手続きについて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 16 年兵庫県条例第 14 号)及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成 16 年兵庫県規則第 58 号)の例による。

(補足)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、慰労金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

- 2 知事、従事者及び受任事業所設置者は、慰労金の交付等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則 この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。